

平成23年1月27日

宮 部 龍 彦 様

法務省人権擁護局調査救済課

審査請求に対する裁決について

あなたが、平成22年4月6日付け審査請求書をもって法務大臣に対してなされた審査請求につきましては、本日、別添のとおり裁決がなされましたのでお知らせします。

なお、裁決に伴う保有個人情報の開示につきましては、大津地方法務局において実施することとなります。

おって、同局から、保有個人情報の開示の実施方法等について御照会することを申し添えます。

# 裁 決 書

審査請求人

住 所 〒520-0033 滋賀県大津市中島町1-1-1

氏 名 宮 部 龍 彦

上記審査請求人から平成22年4月6日付けでされた行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）18条1項に基づく保有個人情報の部分開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

- 1 本件審査請求に係る大津地方法務局長がした部分開示決定を変更し、同決定の不開示部分のうち、別紙に掲げる保有個人情報を開示する。
- 2 審査請求人のその他の請求を棄却する。

## 不 服 の 要 旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求人がした法12条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し、平成22年2月19日付け総庶第101号により大津地方法務局長（以下「処分庁」という。）がした部分開示決定（以下「原処分」という。）の不開示部分の取消しを求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、意見書及び補充意見書によると、概ね以下のとおりである。

#### (1) 審査請求に至るまでの経過

ア 平成21年11月13日、審査請求人自身が運営するブログ「特定ブログ」に、電子版の部落地名総鑑がいい加減なものであるという説明と共に「部落地名総鑑.zip」を掲載した。

イ 平成21年12月1日、処分庁から審査請求人に対して「部落地名総鑑.zip」中の「部落地名総鑑」「特定神社所在地」等について削除要請があった。

ウ 平成21年12月2日、審査請求人は削除要請を拒否した。

エ 平成21年12月21日、処分庁に対して「請求者が運営する特定ブログへの削除要請についての一切の文書」を開示するよう、保有個人情報開示請求書（以下「開示請求書」という。）を提出した。

オ 平成22年2月22日、審査請求人は原処分の通知を受け取った。

カ 平成22年2月27日、審査請求人は本件対象保有個人情報のうち部分開示されたものを受け取った。

(2) 処分庁の認識の誤りと、職務権限の逸脱について

ア 平成22年3月、審査請求人が処分庁に電話で問い合わせたところ、処分庁の認識は次のとおりであった。

(ア) 審査請求人は事件の相手方ではないので、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）（以下「規程」という。）20条による通知はできない。

(イ) 事件の相手方は「部落地名総鑑」と「特定神社所在地」を作成した人物である。

(ウ) 本件文書で被害者とされている同和地区住民が存在するかについては回答できない。

(エ) そもそも同和地区住民というものが国の立場として存在するのかということについては回答できない。

(オ) 審査請求人が被害者の同和地区住民の1人として、規程20条に基づく請求をした場合、理由は言えないと却下する。

イ 処分庁は審査請求人は事件の相手方ではないというが、事件記録から相手方は審査請求人であることが明らかであり、処分庁は本件文書と審査請求人との関係を誤って開示・不開示の判断をしている。

ウ また、処分庁は被害者である同和地区住民を把握しておらず、人権侵犯の事実が確認できないにもかかわらず、規程15条及び17条に反して、審査請求人に対して削除要請をしたものである。これは、職務権限の逸脱であり、憲法21条に反する、言論・出版の自由の侵害であるから、法的保護に値する事務事業の一つとして行われたとは言えない。

(3) 「人権侵犯事件記録」全般について

そもそも、人権侵犯事件が発生した事実がなく、人権侵犯事件記録を作成したことは越権行為である。

処分庁が削除要請を行った「部落地名総鑑」は、「でたらめ」な同和地区一覧であり、その事実を指摘した論評と共に、審査請求人が「特定ブログ」に掲載したものである。憲法21条は言論、出版その他一切の表現の自由を保障しており、審査請求人が同和地区問題に関して論評する権利も、法務省の言う「国民に保障されている基本的人権」の1つである。もし、削除要請に従えば、審査請求人の主張する部落地名総鑑がでたらめなものであるということが説得力を失い、審査請求人の権利が侵害される。

一方で、法務省は特定ブログに掲載された情報により、だれの、いかなる基本的人権が、だれによって侵害されたのか、あるいはされるおそれがあるのか、説明できていない。

部分開示された人権侵犯事件記録によれば、被害者は「同和地区住民」とされているが、でたらめな同和地区一覧がでたらめであることを实物を示して指摘するこ

とが、同和地区住民の人権を侵害するというのは矛盾している。

また、同和地区住民とはどのような要件を満たす人のことをいうのか、言い換えれば、実際に「同和地区住民の人権が侵害された」という事件が起こった場合に、被害者が同和地区住民であると確認する手段を法務省は持っていない。

さらに、人権侵犯事件記録によれば、事件の相手方は不詳とされているが、これは常識的に考えれば審査請求人のことである。しかし、審査請求人が大津地方法務局に対して、相手方として事件経過の通知を請求したところ、事件の相手方は部落地名総鑑を作成した人物であると説明を受けている。当然、人権侵犯事件記録をそのように解釈することはできないし、部落地名総鑑を作成した人物を特定できる見込みがないことは明らかである。

以上のように、実質上被害者も相手方も存在しておらず、守られるべき基本的人権の内容もあいまいであるため、人権侵犯事件が発生していたとは言えない。

なお、特定ブログは掲示板ではなくブログである。

#### (4) 文書2及び3について

ア 法14条3号は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く、法人その他の団体に適用されるものであるところ、本件対象保有個人情報中の「通報者」は「関係行政機関」であるから、同号イには該当しない。

イ また、法の趣旨は「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべき」（「行政機関等個人情報保護法の解説」監修・総務省行政管理局、編集・社団法人行政情報システム研究所 ISBN4-324-07581-6（以降「法の解説」という。）85ページ）ということである。したがって、法14条7号柱書きに該当するかどうかは、民間団体を除外して検討すべきであり、行政機関が調査に応じることを拒否することは通常あり得ないので、事務事業に支障を及ぼすという処分庁の主張は当たらない。

ウ 人権侵犯事件記録によれば、通報者は「関係行政機関」であることから、不開示とされた情報は独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人のいずれかに属する団体であると思料され、法14条3号は適用されない。

また、法14条7号に該当すると言うが、実質は法人等又は審査請求人以外の個人の利益に関するすることを言っているのであるから、同条3号及び2号をもって論ずるべきである。したがって、同条3号については前に述べたとおりであり、不開示とされた関係者は行政機関に所属しているため、同条2号ただし書ハの公務員等であると思料され、不開示情報には当たらない。

エ 通報者が報復や不利益を受ける情報が法14条7号に該当するということであるが、個人又は法人が不利益を受ける情報は同条2号又は3号が適用されるべきものである。

審査請求人が上記イで説明しているとおり、本件では通報者が行政機関であるため、法14条7号の柱書きによる不開示理由には当たらない。また、通報自体が行政機関に所属する公務員が職務上行ったものと考えられるから、通報者を推測させる他の情報も、不開示情報ではない。

## (5) 文書4について

ア 処分庁のいわゆる人権擁護活動は「部落は単に今の住民が差別対象となるだけではなく、一度住もうものなら戸籍に住所が残るので、死ぬまで差別され続け、その住民と結婚しようものなら末代まで差別される厳しい現実が存在する」、「部落は具体的にどこか分からないが、事実かどうかにかかわらず、誰かが部落であると言ったら差別対象になる」という建前の下に成立しているので、公開情報として扱われると建前が壊れて処分庁の事務事業に悪影響を及ぼすというのが、処分庁が説明する処分理由の意味である。

イ 一方、不開示とされた地域名は恐らくは「部落地名総鑑」と「特定神社所在地」の内容である。しかし、「部落地名総鑑」はだれかがいたずらで作った、でたらめな住所の一覧であるし、特定神社の近くに住むと差別対象になるということが処分庁の公式な見解であったとしても、特定神社の場所は処分庁が開示するまでもなく、地図を見れば分かることである。

ウ また、法が規定する開示請求権制度は、「不開示情報に該当するか否かの判断に当たって、特定の開示請求者に対する開示を前提としている」ものである（法の解説80ページ）。「部落地名総鑑」と「特定神社所在地」は既に審査請求人が保有している情報であり、審査請求人の責任において平成21年11月13日からインターネットで公開しているものであるから、審査請求人に開示しても、処分庁の事務事業には影響しない。

エ 文書の表題（正確にはファイル名）が「部落地名総鑑.txt」「特定神社所在地.txt」「部落地名総鑑.xls」であり、それぞれに書かれた地名は、審査請求人本人が知ることであり、現在も特定ブログに掲載してだれでも見られるようにしているものである。

個人情報の開示制度は、特定の開示請求者に開示する制度であるから、現に開示請求者が知っている情報と同じものを開示しても、法14条7号に該当するよう、事務事業に支障が生ずることはあり得ない。

「それらの地域の居住者、出身者等の不特定多数の者に対する不当な差別的取扱いを生ずるおそれがある」というのであれば、法14条3号をもって論ずるべきことである。そうであるとすると、諮問庁の説明は、人権侵犯事件記録にあるように、現に審査請求人が公開しているこれらの地域が間違いなく同和地区であるから、住民が差別的取扱いを生ずるおそれがあるということか、あるいは事実かどうかはともかくとして、同和地区と思われるような場所や特定神社の近くに、居住したり住んだ経験があると不当な差別的取扱いをされるということか、いずれかである。

審査請求人は、いずれにしても、法務省から「居住者や出身者が不当な差別的取扱いをされる」と言われるような筋合いのある地域ではないと考えるし、それだけでなく、不開示という目的ありきで、現にだれでも知り得る地域について、そこに居住したり、そこに住んだ経験が残ると差別対象になるというような説明をすることは、人権擁護活動を行う機関としては不當であると考える。

オ 審査請求人が把握する限り、同和地区の場所は公知のもので、同和対策事業で

建設された隣保館、集会所、改良住宅、納骨堂等の位置から容易に特定できるものである。また、既に意見書と共に提出しているとおり、特定市Aでは特定市A同和事業促進協議会（現特定市A人権協会）が「部落地名総鑑」を出版していたので、同和地区的区域が詳細に分かるようになっている。

とすると、そこに住むと結婚、就職で差別されると法務省が認める地域というものは容易に識別可能である。例えば不動産取引において、自殺者が出た物件でさえ事故物件として告知義務があることを考慮すると、そこに住むと結婚、就職で差別されると行政が認めるような物件であることを購入希望者に告知することは正当であるどころか、義務であるように考えられる。

別の見方をすると、法務省は「部落地名総鑑」に書かれた地域に住む住民の権利利益を守ろうとしているのではなく、「部落地名総鑑」と呼ばれるものを不開示にする目的ありきで、「部落地名総鑑」に書かれた地域をおとしめるような説明をしている。そのことによって「部落地名総鑑」が部落差別の代表例であると主張してきた法務省とその背後にあるもの（部落解放同盟を始めとする圧力団体とその関係者）の面子を守ることが、法務省の言う「事務の適正な遂行」や「国民からの信頼」であると考えざるを得ない。

例えば、偽の「部落地名総鑑」は不開示としながら、事実上の特定市Bの同和地区一覧である、「特定市B地区会館管理規則」（文書11の3枚目）や、審査請求人が紹介した、特定サーチエンジンを使って自治体のウェブサイトに掲載された同和地区の地名を検索する方法（文書11の6枚目及び7枚目）を開示していることは、本当の不開示理由が特定居住者等を差別から守るためにではないことを証明するものである。本当の不開示理由は、民間人が作成した偽の「部落地名総鑑」を黒塗りにして差別文書であると認定しても行政側の面子がつぶれることはないが、文書11の3枚目、6枚目及び7枚目のような行政が作成した文書を黒塗りにすることは、行政が正真正銘の同和地区一覧を公開していることを認めることになり、行政側の面子がつぶれてしまうので、黒塗りにしていないということである。

なお、審査請求人の認識としては、過去に同和地区指定されていた地区と言っても現状は様々であり、それを一般化して「結婚、就職で差別される」と言うことはできない。また、戸籍に書かれた本籍地と同和地区出身は全く無関係である。参考として、審査請求人の住所と本籍地が書かれた運転免許証のコピーを添付するので、必要であれば、本当に本籍地で人を差別できるものかどうか、大津地方法務局が開示した文書にある「特定市B地区会館管理規則」と照合するか、あるいは特定市Bを始めとする関係自治体に問い合わせて同和地区出身者かどうか確認してほしい。

根本的な問題として、国による同和対策事業は2002年に終結しており、少なくとも国の立場としては「同和地区」は存在していないし、同和地区住民を判別することは実務的に不可能な状況となっている。また、国の同和対策事業は属地主義であり、「同和地区出身者」と呼ばれる属人的な身分は明治4年8月28日太政官布告（488号、489号）により廃止されて以降、存在したことはない。

法務省は、大津地方法務局が証拠として取得した偽の「部落地名総鑑」の内容を開示すると、審査請求人がそのことをブログで公表するのではないかということを危惧しているが、現に「部落地名総鑑」は審査請求人が保有しているもので、現在も公開を続けているため、開示、不開示の違いは、審査請求人が再度「部落地名総鑑」をブログで紹介するかどうかということに影響を及ぼすものではない。

意見書ウで説明しているとおり、開示であれ不開示であれ、「部落地名総鑑」の中味を改めて示しながら、行政の判断理由をブログで公表するだけである。

カ 大前提として、これらの文書の内容も、これらの文書を大津地方法務局が「証拠」として取得した事実も、審査請求人が既に知っていることである。

したがって、これらの文書を開示することで、新たな情報を開示することにはならない。

(6) 文書5から7まで、10及び12の文書について

職員が率直にやり取りした文書には、時には放言や失言の類が含まれている可能性があり、そういうしたものまで含めて開示してしまうことは法の趣旨に反するものであることは審査請求人も理解することである。しかし、本件の場合は越権行為であるので法的保護に値しないというのが審査請求人の意見である。

正当な事務事業について、職員間の内部的な協議・検討が法14条7号の不開示情報に該当し得ることに異論はないが、本件人権侵犯事件の処理が越権行為であることから、法的保護に値しない。

これら事務事業は本来は法務省設置法4条36号「人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること。」に基づいて実施されるべきものであるが、人権侵犯事件が発生したという事実がなく、また人権侵犯事件が発生するおそれも認められない。したがって、本件文書は越権行為に係るものであり、法的保護に値するものではない。

また、人権侵犯事件の調査は犯罪捜査とは違い、任意的なものである。特に本件では告発されるような事案は存在していない。法務省は、「調査の結果得られた証拠」であるとか「当機関が当該証拠を得ている」とするが、何を立証するための「証拠」なのか、事務事業との関連が不明である。

(7) 審査請求人は、特定ブログに掲載したでたらめな部落地名総鑑であれ、本物の同和地区一覧であれ、削除要請に従う意思はない。「同和地区と思われるような場所に住んだり、住んだ経験があると差別対象になる」というのが国の事実認識であれば、これから同和地区の土地を買ったり、同和地区で結婚しようとしている人に対してであれ、国としての扱いは「そのような地域である」と説明するだけであるし、他の地域や地域に絡む問題と比べて特別扱いする理由はないということであれば、そういう説明するだけである。

以上のことを踏まえて判断してほしい。

### 裁決の理由

#### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、開示請求書の記載によれば、審査請求人が運営する特定ブログへ

の削除要請についての一切の文書に記録されている保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、大津地方法務局がインターネット上のブログ「特定ブログ」の管理者あてに削除要請した人権侵犯事件記録（別紙1の文書1ないし文書12）に記録されている保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定した上で、これらの情報の一部が、法14条3号イ及び7号柱書きの不開示情報に該当するとして、その一部を不開示とする原処分をした。

以下、原処分において特定された本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

まず、原処分が不開示としたもののうち、別紙記載1(1)ないし(4)の各保有個人情報については、社会通念上、1個の独立した一体的な情報として構成された一部であるものの、これらを開示しても人権擁護行政事務に支障を来すおそれはないと考えることができることから、任意に開示することとする。

また、他に、別紙記載2の文書が存在し、開示すべき保有個人情報に該当する部分があると認められることから、これを、文書13として追加して開示することとする。

そこで、その余の不開示部分について、以下、不開示情報該当性を検討する（なお、以下において、各文書の不開示部分とは、原処分が不開示とした部分から、別紙に掲げる各保有個人情報を除いたものをいう。）。

### (1) 人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が記載された部分

ア 文書2、文書3、文書6、文書7、文書10及び文書12の不開示部分のうち、  
①文書2の3枚目に記載された処理方針の理由に記載された事項、②文書3の下から1行目、③文書6、文書7、文書10及び文書12の電子メールの本文には、当該事件について法務省人権擁護局、大阪法務局及び大津地方法務局間で、当該人権侵犯事件の取扱いや処理についての内部的な協議・検討を行った状況が本件事案の処理に係る職員の率直な意見・評価、又は心証等と共に記載されている。

人権侵犯事件の調査事務は、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い上、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有さないこと等に照らせば、人権侵犯事件の調査業務に適切に対応するためには、法務省・法務局内部において忌たんのない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要がある。

かかる必要性にかんがみれば、当該部分に記載された内部的な協議・検討の過程において出された意見・評価、又は心証等が開示されることになると、職員において、今後の人権侵犯事件一般に係る事案の検討に際し、その内容が開示された場合の影響等を憂慮するあまり、率直な意見を述べることを差し控えるなどし、自由かつ達な意見交換が行われなくなり、ひいては当該事案処理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、同部分を不開示することは妥当である。

イ また、①文書7の1枚目の下から2行目、2枚目の1行目、2行目及び4行目

並びに3枚目の添付ファイル、②文書10の1枚目の添付ファイル名及び2枚目並びに③文書12の5行目の不開示部分は、当該事件が特定ブログの削除依頼に係るものであり、当該事件について、法務省人権擁護局、大阪法務局及び大津地方法務局間での取扱いや処理についての内部的な協議・検討を行うに際し、調査すべき内容等についての記載及び必要となる書類等を添付ファイルで送信したものである。

当該情報は、法務省人権擁護局、大阪法務局及び大津地方法務局の担当者が本件人権侵犯事件について、どのような内容に基づき協議・検討を行ったか、また、どのような添付ファイルを送信等したかの情報であり、その協議・検討内容等については、審査請求人が知り得ているとまでは言えない。

そのため、これらの情報を開示すると、上記アと同様に人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、同部分を不開示とすることは妥当である。

(2) 法人その他の団体に関する情報の内容に関する情報が記載された部分並びに審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該関係者を推認させる情報が記載された部分

ア 文書2、文書3及び文書13の不開示部分のうち、①文書2の1枚目及び2枚目の各事件端緒欄、②3枚目の事案の概要欄及び調査事実の要旨欄の1項の部分、③文書3の相手方欄の氏名を除く部分には、当該事件の通報者である法人その他の団体に関する情報が記載されており、④文書3の要旨欄には、当該事件の通報者からの通報内容が具体的に記載されており、⑤文書13の本文には、審査請求人以外の関係者から事情を聴取した内容が具体的に記載されている。

そのため、当該部分を開示すると人権侵犯に対して法務局等に通報する意思を有している者や事情聴取を受けた者等が、何らかの報復や不利益を受けたり、実際に報復や不利益を受けないまでもそのような事態を恐れることにより、通報することに消極的になるなどし、通報することをちゅうちょすることにもなりかねず、その結果、人権侵犯の事実が潜在化するようになり、事件の調査においても通報者からの協力が得にくくなることから、強制的調査権限や指揮監督権がない人権擁護機関における人権侵犯事件の調査及び処理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、同条3号イについて検討するまでもなく、同部分は不開示とするのが妥当である。

また、文書3の相手方欄及び文書13の受信者欄の氏名については、法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報に該当し、同号ただし書イないしハに該当しないことから、同条3号イ及び7号柱書きについて検討するまでもなく、同部分を不開示とすることは妥当である。

イ 次に、文書2の3枚目の調査事実の要旨欄の2項（3行目の10文字目から24文字目までの部分を含む。）の部分について検討する。

当該部分は、調査手法及び経緯並びにその結果得られた証拠の内容が記載されていることからすると、審査請求人がその調査手法等の内容までも知り得ているとまでは言えないため、当該部分を開示することにより、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、同条3号イについて検討するまでもなく、同部分を開示することは妥当である。

(3) 大津地方法務局が調査の過程で収集した特定の地域に関する情報が標題とともに多数掲げられたものが記載された部分

文書4には大津地方法務局が調査の過程で収集した特定の地域に関する情報が標題とともに多数掲げられたものが記載されている。審査請求人は、文書4の不開示部分は、審査請求人が自ら開設している特定ブログ等の内容を印刷したものであり、審査請求人が知り得ている情報であると主張するが、審査請求人が知り得ている情報か否かにかかわらず、当該部分には、特定の地域に関する情報が多数掲げられ、その内容からして、それが事実であるか否かを問わず、差別を助長する可能性のある情報として、人権擁護機関が長年にわたりその排除に取り組んできた対象となるものと認められる。当該部分の情報は、削除要請の対象であるから、同部分を開示することは、それ自体上記取組と相反するものと言わざるを得ない。このような性質の収集情報を自ら開示することになれば、人権擁護機関に対する国民からの信頼が失われ、人権侵犯事件の処理において、関係者から情報提供、調査への協力を得ること等が困難になるなど、職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、上記部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

(4) 審査請求人は、他に、種々主張するが、いずれも上記各判断を左右しない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のとおり、原処分が不開示としたもののうち、別紙記載の各保有個人情報は開示すべきであるが、その余の部分は、法14条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

よって、主文のとおり裁決する。

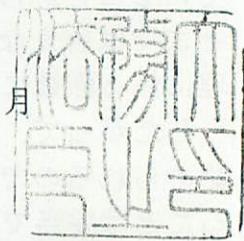
※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、大津地方裁判所又は行政事件訴訟法12条4項に規定する特定管轄裁判所に、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この裁決があつたことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、原処分の違法を理由として裁決の取消しを求ることはできません（行政事件訴訟法10条2項）。原処分に不服がある場合には、この裁決があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として、上記の裁判所に、原処分の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この裁決があつたことを知った日から6か月以内であ

つても、裁決の日から1年を経過した場合には、原処分の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)。

平成23年1月27日

法務大臣 江田五月



(別紙)

1 新たに開示する保有個人情報

- (1) 文書 6 の 5 行目の電子メールの件名部分
- (2) 文書 7 の 1 枚目の 4 行目, 16 行目及び 33 行目の電子メールの件名部分
- (3) 文書 10 の 4 行目の電子メールの件名部分
- (4) 文書 12 の 21 行目の電子メールの件名部分

2 新たに保有個人情報に該当すると認められ、開示する保有個人情報

文書 13・電話聴取書（平成 21 年 11 月 27 日付け）の受信者欄及び本文を除く部分

文書番号	文書名	枚数	不開示部分
1	決裁起案文書(H21.12.3付け)	1	
2	特別事件開始及び調査結果報告書 (H21.12.4付け)	3	1枚目 事件端緒欄 2枚目 事件端緒欄 3枚目 事案の概要、処理方針の理由、調査事実の要旨（1項及び2項）
3	聴取書(H21.11.16付け)	1	相手方欄、要旨欄、下から1行目
4	特定のブログの内容及び添付された電子ファイルの内容	20	6枚目以降の添付された電子ファイルのすべて
5	電子メール(H21.11.16付け)	1	
6	電子メール(H21.11.18付け)事務処理に係る連絡	1	メール本文
7	電子メール(H21.11.30付け)事務処理に係る連絡及び添付ファイル	3	1枚目 メール本文、下から2行目 2枚目 上から1行目、2行目及び4行目 3枚目 添付ファイルすべて
8	電子メール(H21.12.1付け)	1	
9	聴取書(H21.12.2付け)	1	
10	電子メール(H21.12.2付け)事務処理に係る連絡及び添付ファイル	2	1枚目 メール本文、添付ファイル名 2枚目 添付ファイルすべて
11	電子メール(H21.12.2付け)	7	
12	電子メール(H21.12.2付け)事務処理に係る連絡及び添付ファイル	1	件名（5行目）、メール本文
13	電話聴取書(H21.11.27付け) (新たに開示)	1	受信者欄及び聴取内容



この写しは、原本と相違ないことを証明する。

平成23年1月27日

法務省人権擁護局総務課長 畠 本 直 美

